

令和7年度新興感染症対応力強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)（以下「法」という。）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいい、以下単に「協定」という。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築するため、これら医療機関が行う令和7年度青森県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設設備整備事業）実施要綱（以下「実施要綱」という。）の3に規定される事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該医療機関の設置者に対し、令和7年度新興感染症対応力強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1欄の補助事業区分ごとにそれぞれ次のとおりとする。

- (1) 医療施設等施設整備事業（病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備）
法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所
- (2) 医療施設等施設整備事業（個人防護具保管施設の整備）
 - ア 法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所
 - イ 同項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所
 - ウ 同項第3号の規定に基づく「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所
- (3) 医療施設等設備整備事業（簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）及び簡易ベッド）法第36条の2第1項第1号の規定に基づく「病床確保」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所
- (4) 医療施設等設備整備事業（検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））
法第36条の2第1項第2号の規定に基づく「発熱外来」に係る協定を締結する（協定締結が決まっている場合を含む。）病院及び診療所

(補助対象経費及び補助金の額)

- 第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次により算出された額の合計額以内の額とする。
- (1) 別表第1欄の補助事業区分における第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して低い方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と当該種目ごとの総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額に同表の第5欄に定める補助率を乗じて得た額（金額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる）とする。

(申請書等)

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 補助金所要額調書（第3号様式）
- (3) 補助事業に係る歳入歳出予算（見込）書の抄本（補助事業の收支予算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請書の提出期限は、別途知事が定めるものとする。

(補助金の交付の条件)

- 第5 次に掲げる事項は、補助金の交付がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。
- (1) 第4第2項の規定により提出した書類の内容に変更を加える場合（補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすものではないと県が認める軽微な変更を除く。）において、変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 規則第19条第4号及び第5号の規定により処分の制限を受ける財産は、1件の取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の機械及び器具とする。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- (6) 規則第19条ただし書きの規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とし、知事の承認を受けないでこの交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した（4）に規定する財産については、財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を（6）に規定する耐用年数を経過するまで整備保管し、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と補助対象事業に係る予算と決算の関係を明らかにした事業費補助金調書（第7号様式）を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を令和8年3月31日から5年間保管しておくこと。

ただし、（7）により価格が単価50万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は（6）の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を令和8年3月31日から5年間保管しておくこと。

ただし、（7）により価格が単価30万円以上の財産がある場合には、前記の期間経過後、当該財産の処分が完了する日、又は（6）の期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が0円の場合も含む。）には、仕入控除税額報告書（第8号様式）により報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の一部又は全部を県に納付させることがある。

（申請の取下げの期日）

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

（補助金の交付方法）

第7 補助金は、概算払により交付する。なお、概算払の支払時期及び支払額については、別途文書により通知する。

（補助金の請求）

第8 補助金の支払は、補助金概算払請求書（第9号様式）の提出により行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9 規則第12条の規定による報告は、令和8年3月31日までに完了（廃止）実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金精算額調書（第11号様式）
- (2) 事業実績書（第12号様式）
- (3) 補助事業に係る歳入歳出決算（見込）書の抄本（補助事業の決算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(その他)

第10 特別の事情により第3、第4及び第8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月21日から施行する。

別表（第2、第3関係）

1 補助事業区分	2 種目	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
(1) 実施要綱3(1)①ア、イに規定する医療施設等施設整備事業（病室の感染対策に係る整備、病棟等の感染対策に係る整備）	病室の感染対策に係る整備	1室当たり 29,420,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）	3分の2
	病棟等の感染対策に係る整備	対象面積 1 m ² 当たり基準単価 484,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	10分の10
(2) 実施要綱3(1)①ウ、(2)①及び(3)に規定する医療施設等施設整備事業（個人防護具保管施設の整備）	個人防護具保管施設の整備	対象面積 1 m ² 当たり基準単価 484,000円	病床確保、発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	10分の10
(3) 実施要綱3(1)②ア～ウに規定する医療施設等設備整備事業（簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）及び簡易ベッド）	簡易陰圧装置	1病床当たり 4,320,000円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッドの購入費	10分の10
	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	1台当たり 9,350,000円		
	簡易ベッド	1台当たり 51,400円		
(4) 実施要綱3(2)②ア～ウに規定する医療施設等設備整備事業（検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド及びHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。））	検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）	1台当たり 9,350,000円	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置）、簡易ベッド、HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）の購入費	10分の10
	簡易ベッド	1台当たり 51,400円		
	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円		